

鶴巻訪問看護ステーションいせはら運営規程（指定介護予防）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団三喜会が開設する医療法人社団 三喜会 鶴巻訪問看護ステーションいせはら（以下『事業所』という。）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員および設備、管理運営に関する事項を定める。この事業は利用者の介護予防を目的として、心身の状態の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持向上を通して個々の利用者が居宅において、活動的で生きがいのある生活を送れる様、地域包括支援センター、在宅福祉サービス及び保険サービスとの連携、提携をはかり、在宅支援者の質の向上を図る事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、地域の医療、保健福祉サービス、包括支援センター、関係市町村との密接な連携に努め、協力と理解の元に適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称）

第3条 指定介護予防訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団三喜会 鶴巻訪問看護ステーションいせはら
- 2 所在地 神奈川県伊勢原市桜台 1-13-13 丸興ビル 202

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務看護師）
 - ① 主治医との連絡調整及び報告
 - ② 介護予防訪問看護師の管理
 - ③ 介護予防訪問看護の知識・技術の質を向上させる為の助言指導教育
 - ④ 利用者へのサービスの査定
 - ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥ 利用者の記録保存・管理・開示
 - ⑦ 関係機関との連絡調整
 - ⑧ 事業計画・備品管理・衛生管理
- (2) 介護予防訪問看護職員 6名以上
介護予防理学療法士、介護予防作業療法士、介護予防言語聴覚士 4名以上
 - ① 介護予防訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施・評価
 - ② 介護予防訪問看護実施内容の記録及び報告
 - ③ 必要に応じ主治医への報告及び連絡調整・報告書の提出
 - ④ 関係機関との連携
 - ⑤ 事業所運営への協力

（営業日、営業時間及び緊急時連絡体制等）

第5条 1 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日までとする。（祝日は営業するが、12月30日より1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間
午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応し必要時訪問を行う。

（介護予防訪問看護の提供方法）

第6条 1 提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が当介護予防訪問看護ステーションに交付した介護予防訪問看護指示書（以下、「指示書」という。）により、訪問看護師等が利用者を訪問して介護予防看護計画書を作成し、介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から当訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、主治医に連絡をし、指示書の交付の確認をする。

- (3) 利用者に主治医がない場合は、当訪問看護ステーションから、伊勢原及び秦野、平塚、厚木医師会又は、伊勢原市、厚木市、平塚市、秦野市、高齢福祉課、介護保険課等、地域包括支援センター等に調整等を求めて対応する。
 - (4) 居宅介護支援専門員・医療機関・行政からの依頼の場合は、主治医の指示書の交付の確認を行い、実施する。
- 2 いずれの場合も、当事業所の重要事項説明書・契約書・個人情報使用同意書及び、看護の内容や利用料金、訪問回数などを利用者または家族に説明し、同意の上訪問を開始する。

(サービスの内容)

第7条 1 サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 病状の観察とバイタルサインチェック（血圧、体温、脈拍、呼吸等）
- ② 清拭、洗髪、整髪等の清潔援助
- ③ 褥創の予防、処置
- ④ 体位交換
- ⑤ 医療器具装着（カテーテル類）、人工呼吸器装着等への医療的管理処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 排泄の援助、排泄のコントロール
- ⑧ 家族への介護指導及び介護の相談
- ⑨ その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

介護予防介護保険の要支援認定を受けられた方で、主治医の指示書があり、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、看護師による訪問時間は20分未満・30分未満・30分以上1時間未満・1時間以上1時間半未満のいずれかとする。理学療法士等による訪問時間は1回あたり20分とし、1週間に6回を限度とする。

(利用料その他の費用)

第8条 利用料金等は次のとおりとする。

- 1 介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割又は3割の額とする。料金表は別添のとおりとする。
- 2 加算等料金については別添、料金表のとおりとする。
- 3 その他の利用料金は次のとおりとする。
 - ① 利用者の死後の処置に伴う費用は22,000円とする。
 - ② サービス利用日に当日キャンセルされた場合（ご利用者様の容態や緊急等やむを得ない事情のある場合は除く）は1,100円とする。
 - ③ 利用者の申し出による長時間に当たる訪問看護料は、1回の訪問で90分を超える看護がなされた場合には、30分毎に1,650円とする。
- 4 通常の実施地域以外での交通費は徴収致しません。
- 5 利用料金は原則として郵便局又は金融機関の自動振替とする。それ以外の場合は訪問時に訪問看護師等が受領し、その場で領収書を発行する。

(事業実施地域)

第9条 事業所がサービスを提供する通常の実施地域は、伊勢原市、厚木市、平塚市、秦野市は一部地域（鶴巻南、鶴巻北）とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 1 緊急時における対応方法を主治医、利用者家族と確認をして介護予防訪問看護を開始する事とする。
- 2 訪問看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨機応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示のもとで適切な措置を行うものとする。
 - 3 主治医への連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講ずるものとする。
 - 4 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。
 - 5 利用者の病状及び、当介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な介護予防訪問看護を提供する事が困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、他の介護予防訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待等の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者は管理者とする。
- 2 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施（年 1 回）
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。
- 4 事業所は、居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(感染症に関する事項)

第 13 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(身体拘束に関する事項)

第 14 条 1 サービス提供にあたり、利用者等の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行なう場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 1 事業所は、社会的使命を認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時 1 ヶ月以内の研修、採用後 1 年以内の研修の他、継続研修として年 2 回以上実施。
- 2 相談・苦情については、相談苦情対応マニュアルに沿って、管理者が対応する。
- 3 事業所の訪問看護師やその他職員は、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者・家族等の秘密を現職中も退職後も漏らしてはならない。
- 4 事業所の会計は、他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の会計期間とする。
- 5 事業所の運営規定の概要や勤務体制及び料金表など、サービスの選択に必要な重要事項は事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 6 訪問看護師はサービス提供を利用者に強要又は、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 7 事業所は、運営を行うための広さと訪問看護の提供に必要な設備及び備品、会計に関する諸記録の設備を行う。また、介護予防訪問看護計画書、介護予防訪問看護報告書、医師の指示書、介護予防訪問看護提供の記録に関する記録設備、身体的拘束等の態様及び時間・その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 8 事業所は、自ら提供した介護予防訪問看護サービス等に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応する。
- 9 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 10 事業所は職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。また設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- 11 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団三喜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

2006 年 12 月 1 日改定。
2009 年 4 月 1 日改定。
2009 年 9 月 16 日改定。
2010 年 12 月 16 日改定。
2012 年 4 月 1 日改定。
2012 年 9 月 1 日改定。
2012 年 12 月 1 日改定。
2013 年 4 月 1 日改定。
2014 年 1 月 1 日改定。
2014 年 3 月 18 日改定。
2014 年 4 月 1 日改定。
2014 年 10 月 6 日改定。
2014 年 11 月 1 日改定。
2015 年 3 月 2 日改定。
2015 年 4 月 1 日改定。
2015 年 7 月 1 日改定。
2015 年 8 月 1 日改定。
2015 年 8 月 20 日改定。
2015 年 9 月 1 日改定。
2015 年 12 月 22 日改定。
2016 年 4 月 1 日改定。
2017 年 2 月 1 日改定。
2017 年 4 月 1 日改定。
2017 年 8 月 1 日改定。
2017 年 10 月 1 日改定。
2017 年 11 月 1 日改定。
2018 年 1 月 1 日改定。
2018 年 4 月 1 日改定。
2018 年 7 月 1 日改定。
2018 年 11 月 1 日改定。
2019 年 1 月 1 日改定。
2019 年 3 月 1 日改定。
2019 年 3 月 16 日改定。
2019 年 4 月 1 日改定。
2019 年 5 月 1 日改定。
2019 年 6 月 1 日改定。
2019 年 9 月 1 日改定。
2019 年 10 月 1 日改定。
2019 年 11 月 2 日改定。
2020 年 1 月 1 日改定。
2020 年 3 月 1 日改定。
2020 年 4 月 1 日改定。
2020 年 6 月 1 日改定。
2020 年 10 月 1 日改定。
2020 年 10 月 26 日改定。
2021 年 2 月 1 日改定。
2021 年 4 月 1 日改定。
2021 年 9 月 1 日改定。
2021 年 10 月 1 日改定。
2023 年 7 月 1 日改定。
2024 年 6 月 1 日改定。
2025 年 4 月 1 日改定。